

「信書に該当する文書に関する指針(案)」パブリックコメント時の御意見と総務省の考え方

1 信書に該当する文書の例

項目	意見の概要	総務省の考え方
①書状	<p>「はがき」も例示すべき。 《個人》</p>	<p>「はがき」は様々な通信に利用され、その内容は、書状に類するもののほか、請求書の類、申込書の類等もあることから、指針には例示しませんでした。</p>
	<p>照会、回答、申告、依頼、承諾等の事例を列挙すべき。 《個人》</p>	<p>照会、回答、申告、依頼、承諾等は、ある事項について問い合わせる等の意思を表示し、又は事実を通知する文書ですので、差出人から特定の受取人にその内容を伝えるために送付する場合は、信書に該当します。これらは類例として指針に追加しました。</p>
②会議招集通知の類	<p>近年、FAXや電子メールなど電気通信の利用が大幅に増えているが、信書との関わりについての考え方を明確にすべき。 《全日本運輸産業労働組合連合会》</p>	<p>ファクシミリや電子メールによる通信は、電気通信役務です。また、信書の送達は、紙等の有体物に記載された通信文を特定の受取人に送達することです。</p>
	<p>公となっている会議の招集文書や書籍に会議招集通知が同封された場合の扱いが不明確。 《日本通運株式会社》</p>	<p>公となっている会議への招集文書であっても、会議への出席を要請するという意思を表示し、又は事実を通知する文書ですので、差出人から特定の受取人にその内容を伝えるために送付する場合は、信書に該当します。</p>
	<p>類例に会議招集通知の類に対する出席者からの返信も追加すべき。 《個人》</p>	<p>また、書籍を送付する際には、当該書籍の送付目的を示す簡単な通信文等を記載した無封の添え状又は送り状を添付することができますが、会議招集文書は、会議への出席を要請するものであり、添え状及び送り状には該当しません。</p>
	<p>類例に香典返しのあいさつ文を追加すべき。 《個人》</p>	<p>会議招集通知の類に対する返信は、回答書に分類できることから、これを類例として指針に追加しました。</p> <p>香典返しのあいさつ文は、一般的な書状ですので、指針には例示しませんでした。</p>
③許可書の類	<p>認定書や表彰状は、私的（企業内等）なものも含まれるのか明らかにすべき。 《全日本運輸産業労働組合連合会》</p>	<p>認定書や表彰状は、ある事実等の認定や表彰の意思を表示し、又は事実を通知する文書ですので、差出人から特定の受取人にその内容を伝えるために送付する場合は、公的なものであるか私的なものであるかにかかわらず信書に該当します。</p>
④ダイレクトメール	<p>【ダイレクトメールの信書・非信書の基準に関する意見】</p>	
	<p>ダイレクトメールについて明確な定義をしておく必要がある。 《日南町(鳥取県)》</p>	<p>指針に「文書自体に個々の受取人が記載されている場合、その記載がない場合であっても、商品の購入等利用関係があることを示す文言や契約関係等差出人との間において特定の関係にある者への意思の表示又は事実の通知である旨の文言その他の差出人が特定の受取人に差し出す趣旨が明らかとなる文言が記載されている場合は、信書に該当する。」や「専ら店頭における配布を前提として作成されるパンフレットや</p>
	<p>ダイレクトメールについては、誤解を生みやすいので、類例を表示するなどより明快な指針とすべき。 《日本ダイレクトメール協会》</p>	
<p>ダイレクトメールが信書に該当しない場合の基準が分かりにくいので、チラシが非信書として差し出される場合の具体的な条件を示すべき。 《個人3件》</p>		

<p>ダイレクトメールの判断基準は分かりにくいので、具体例を示したほうがよい。 《個人》</p>	<p>リーフレットのような場合には、それらが差し出される場合にも特定の受取人に対して意思を表示し、又は事実を通知するという実態を伴わないことから、信書には該当しない。」との例示を追加し、より分かりやすくしました。</p>
<p>信書に該当するダイレクトメールと、信書に該当しないカタログとの区別が分かりにくい。 《個人》</p>	<p>なお、ダイレクトメールの中にはカタログも含まれるとの考え方もありますが、指針では、カタログを「必要なときに商品を選択して注文するためのもので、系統的に編さんされた商品、申込方法、商品の広告等が印刷された商品紹介集（一般的には冊子とたもの）」としており、商品の購入等を勧誘する文書等であるダイレクトメールとは区別して例示しています。</p>
<p>ダイレクトメールの解釈はカタログや新聞折り込みとどんな違いがあるのか不明確。 《東京路線トラック協議会》</p>	
<p>ダイレクトメールとチラシの区別が不明確。 《日本通運株式会社》</p>	
<p>ダイレクトメールとチラシ、カタログの区別が不明確。これらについて通信の内容からの定義には無理がある。 《郵政産業労働組合中央本部》</p>	
<p>受取人の氏名が記載されている特別頒布会のチラシは信書とすべき。 《個人》</p>	<p>受取人の氏名が記載されている特別頒布会の文書は、特定の受取人に対して意思を表示し、又は事実を通知するものですので、信書に該当します。御意見のような文書は、専ら街頭における配布や新聞折り込みを前提として作成されるチラシには該当しません。</p>
<p>ダイレクトメールを、指針案のように信書に該当するものとし、しないものに区別することに賛成。 《個人3件》</p>	<p>_____</p>
<p>【ダイレクトメールを信書とすべき意見】</p>	
<p>衆参両院の附帯決議などを踏まえれば、ダイレクトメールは基本的に信書とすべき。 《個人3件》</p>	<p>信書の範囲については、法律に規定された信書の定義規定に基づき判断されるものであり、指針は、この定義に基づき信書に該当する文書を分かりやすく示すものです。</p>
<p>ダイレクトメールのチラシは差出人の意図によって信書と非信書に分かれることにより受取人のプライバシー保護上差異が生ずることなどから、ダイレクトメールは全て信書とすべき。 《個人8件》</p>	<p>ダイレクトメールとして送付されるものには様々なものがありますが、専ら街頭における配布や新聞折り込みを前提として作成されるチラシのようなもの、専ら店頭における配布を前提として作成されるパンフレットやリーフレットのようなものは、広く一般に対する文書であり、それらを送付しても特定の受取人に対して意思を表示し、又は事実を通知するという実態を伴わないことから、信書には該当しません。このようなことから、すべてのダイレクトメールを信書とすることはできません。</p>
<p>【ダイレクトメールを非信書とすべき意見】</p>	
<p>ダイレクトメールは一般的に「公然あるいは公開たりうる事実のみ」がほとんどであり、現実に信書には該当しない。 《全日本運輸産業労働組合連合会》</p>	<p>信書の範囲については、法律に規定された信書の定義規定に基づき判断されるものであり、指針は、この定義に基づき信書に該当する文書を分かりやすく示すものです。</p>
<p>ダイレクトメールは信書からはずすべき。また、百貨店にとってダイレクトメールは荷物そのものであり信書と考えていない。 《東京路線トラック協議会》</p>	<p>ダイレクトメールとして送付されるものには様々なものがありますが、文書自体に個々の受取人が記載されている場合、その記載がない場合であっても、商品の購入等利用関係があるこ</p>

<p>ダイレクトメールは本来、利用者がその営業目的に沿って利用する、商品などの広告・宣伝手段のひとつに過ぎず、文書の内容そのものは、不特定多数人を対象として作成された文書であるため、信書ではない。 《ヤマト運輸株式会社》</p>	<p>とを示す文言や契約関係等差出人との間において特定の関係にある者への意思の表示又は事実の通知である旨の文言その他の差出人が特定の受取人に差し出す趣旨が明らかとなる文言が記載されている場合は、特定の受取人に対して意思を表示し、又は事実を通知する文書となりますので、信書に該当します。</p>	
<p>ダイレクトメールは、一般通念としての「信書」の概念とはかけ離れていることなどから、信書に該当しない文書の例に加えるべき。 《個人》</p>	<p>このようなことから、すべてのダイレクトメールを信書に該当しないとすることはできません。</p>	
<p>ダイレクトメールは、チラシと同様に不特定多数の人を対象に公然かつ公開のものであることなどから、信書に該当しない文書の例として「ダイレクトメール（特定少数の受取人にあてられる非公然或いは非公開のものを除く）」を加えるべき。 《個人》</p>		
<p>信書の秘密の保護は、差出人がその保護を求めるか否かによるものであって、あくまでも選択権は送達する差出人に委ねられるべきであり、ダイレクトメールは信書に該当しない文書とすべき。 《社団法人東京都トラック協会》</p>		
<p>一般的なダイレクトメールは信書とせず、発送する側の判断に任せればよい。 《個人》</p>		
<p>ダイレクトメールは、全国あまねく、均一にサービスを保証しなければならない必要不可欠の通信文書とは思えないので、信書に該当しない文書とすべき。 《社団法人日本経済団体連合会》</p>		
<p>カタログが信書でないとする以上、ダイレクトメールも信書ではないとすべき。また、ダイレクトメールは他人に開示されることによってプライバシーが侵害されることは考えられないことから信書には含まれない。 《佐川急便株式会社》</p>		
<p>⑤追加すべき 具体例</p>	<p>テープ、カード、フロッピー等を「文書」に類するものとして信書の範疇に加えるべき。 《郵政産業労働組合中央本部》</p>	<p>電磁的に記録されたテープやフロッピーディスク等は、そこに記載された情報が、人の知覚によって認識することができないものですので、これらを送付しても信書の送達には該当しません。このことは指針に明示しました。</p>
<p>電子的な信号を記録した媒体は信書とみなすことを明示すべき。 《個人》</p>	<p>契約書は、契約するという意思を表示し、又は事実を通知する文書ですので、差出人から特定の受取人にその内容を伝えるために送付する場合は、信書に該当します。契約書は類例として指針に追加しました。</p>	
<p>契約書の類を追加すべき。 《個人2件》</p>		
<p>⑥全体</p>	<p>書状と役所から出る証明書以外は信書としない。 《東京路線トラック協議会》</p>	<p>信書の範囲については、法律で規定された信書の定義に基づき判断されるものであり、御意見のような文書に限定されるものではありません。</p>
<p>信書とは、常識に照らして、はがき・手紙の類のみと判断している。 《ヤマト運輸株式会社》</p>	<p>なお、信書に該当する文書及び信書に該当しない文書には様々なものがありますが、指針はその代表的な事例を示すものです。</p>	
<p>信書は、書状、請求書の類、会議招集通知の類、許可書の類、証明書の類にとどめるべき。 《個人》</p>		

2 信書に該当しない文書の例

項目	意見の概要	総務省の考え方
①書籍の類	<p>会報・会誌を広く一般に対して発行されるものと解釈すると、DMの定義と矛盾が生じる。 《日本通運株式会社》</p> <p>会報・会誌は特定の受取人に対して意思を表示し、又は事実を通知するものであり、信書に該当する。 《個人2件》</p> <p>会報・会誌については、例えば、「千部以上発行されているもの」などある程度の制約が必要。 《個人》</p> <p>類例に手帳、カレンダーを追加すべき。 《個人》</p>	<p>一般的に、会報・会誌は、会の活動状況等を会員や外部の人に対して知らせるために発行されるものであり、特定の受取人に対して意思を表示し、又は事実を通知する文書ではありませんので、信書には該当しません。</p> <p>手帳はある事項等を記入するためのものであり、一般的には、特定の受取人に対して意思を表示し、又は事実を通知する文書ではありませんので、信書には該当しません。</p> <p>また、カレンダーは、広く一般に対して暦を知らせるためのものであり、特定の受取人に対して意思を表示し、又は事実を通知する文書ではありませんので、信書には該当しません。</p> <p>これらは類例として指針に追加しました。</p>
②カタログ	<p>カタログを「特定の受取人に対するものではない」とした例示には合理性がない。 《郵政産業労働組合中央本部》</p> <p>カタログは文書であり、特定の受取人に送付する場合は、信書とすべき。 《個人3件》</p>	<p>指針では、カタログを「必要なときに商品を選択して注文するためのもので、系統的に編さんされた商品、申込方法、商品の広告等が印刷された商品紹介集（一般的には冊子としたもの）」としたところです。このようなカタログは、利用者一般に対して発行されるものであり、特定の受取人に対するものではありませんので、信書には該当しません。</p>
③小切手の類	<p>受取人が指定された小切手等は特定の受取人に対する意思が示されており、信書に該当する文書とすべき。 《個人2件》</p>	<p>受取人が指定された小切手であっても譲渡は可能であり、流通性を有する証券には変わりありません。この場合でもそこに記載された文書は、証券が流通する際に必要とされる事項を記載したものであり、特定の受取人に対して意思を表示し、又は事実を通知する文書ではありませんので、信書には該当しません。</p>
④プリペイドカードの類	<p>特定個人に対し、その使用を許可しないし承諾するという差出人の意思の表示と解すべきであるから信書に該当する。 《個人》</p>	<p>プリペイドカードに記載された文書は、それを使用する際に必要となる注意事項であり、当該カードを送付することによって、その受取人に対して意思を表示し、又は事実を通知するものではありませんので、信書には該当しません。</p>
⑤クレジットカードの類	<p>クレジットカードは、クレジット会社からカード所有者に対して意思を表示しているので信書に該当する。 《個人4件》</p> <p>クレジットカードは、個人のプライバシー、秘密の保持から信書とすべき。 《個人5件》</p> <p>カード自体は信書に該当するとは言えないが、プライバシーの保護やセフティーネットの観点からの配慮も必要となり、実際に送る場合</p>	<p>クレジットカードは、金銭の支払手段としての機能を有する物ですので、そこに記載された文書が物と密接に関連している場合には、カードという物の送付と考えられることから、信書には該当しません。</p> <p>なお、クレジットカードを送付する際、同封できる信書は、無封の添え状及び送り状に限られます。</p>

	は関係書類が同封されているのが実態であるので、送達時の方法等で何らかの条件なり制約をつけるべき。 《個人》	
⑥全体	書籍の類以外は、特定の受取人に配達することから、信書に該当する。 《個人》	信書に該当するかどうかは、特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書に該当するかどうかで判断するものであり、特定の受取人に配達するかどうかで判断するものではありません。

3 参考（募集対象外の意見）

項目	意見の概要	総務省の考え方
①指針(案)全般	指針案が示されたことを評価。 《日南町(鳥取県)、由仁町(北海道)》	_____
	従来の信書定義の幅が弾力的、現実的となり、まだ課題が残されているが、一定の前進があった。 《日本通運株式会社》	
	指針(案)は妥当。 《個人12件》	
	信書の範囲が最大限に拡大されている点と解釈が恣意的である点から、指針(案)には賛成できない。 《ヤマト運輸株式会社》	信書の範囲については、法律に規定された信書の定義規定に基づき判断されるものであり、指針は、この定義に基づき信書に該当する文書を分かりやすく示すものです。
指針(案)においては、信書の範囲について行政による法的な根拠に基づかない解釈が多分に入り込んでおり問題。規制緩和の流れに逆行することのないようあくまでも利用者の視点に立った指針を作成すべき。 《佐川急便株式会社》		
新たな規制を加え、民間企業の市場からの事実上の撤退を求めてくることを懸念させる。公正な形での市場開放の推進を要望。 《社団法人日本物流団体連合会》		
②基本的な考え方	定義の解釈は、差出人が信書である意思表示した文書に限定するなど狭義の解釈にとどめるべき。 《東京路線トラック協議会》	法律に規定された「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書」という信書の定義からは、差出人の意思により信書の範囲が決定されるといった解釈は困難です。
	差出委託者の意思表示のあるものだけを信書とすべき。具体的には、送達・差出委託者の秘密保護依頼意志として、「親展」、「社外秘」、「担当者外秘」、「書留」等の意志表示がされた文書類だけを「信書」と定義すべき。 《社団法人航空貨物運送協会国際宅配便部会》	
	ユニバーサルサービスの対象とすべき「信書」の範囲は、「国民の基本的通信手段」を確保する上での必要最小限にとどめるべきであり、基本的には、一般国民の意思疎通に利用される種類の文書(例えば定型の封書、葉書等)に限定すべき。 《社団法人日本経済団体連合会》	信書の範囲については、法律に規定された信書の定義規定に基づき判断されるものであり、指針は、この定義に基づき信書に該当する文書を分かりやすく示すものです。
	「信書」の範囲の解釈に当たっては、今日的な社会通念を踏まえ利用者の視点から見て必要最小限に留めるべき。 《社団法人日本物流団体連合会》	

<p>もともと「信書」の概念は、刑法第133条の信書開封罪における「信書」がその基本であり、これまでの判例・学説においては、「事実を通知する」文書までもが含まれるものではなかった。定義において「事実を通知する」文書までも含めるのは概念の拡張。</p> <p>《佐川急便株式会社》</p>	<p>指針は、刑法の信書開封罪における信書の解釈を示すものではなく、郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律に規定された信書の定義規定に基づき信書に該当する文書を分かりやすく示すものです。</p> <p>これらの法律に規定された信書の定義では「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書」とされており、「事実を通知する文書」も信書に含まれます。</p>	
<p>文書ファイルがインストールされたフロッピーディスクやCD-ROMまでが信書と解釈されかねない。</p> <p>《ヤマト運輸株式会社》</p>	<p>文書ファイルがインストールされたフロッピーディスクやCD-ROM等電磁的に記録されたものについては、そこに記載された情報が、人の知覚によって認識することができないものですので、これらを送付しても信書の送達には該当しません。このことは指針に明示しました。</p>	
<p>海外で受託する海外発日本向け文書等は、対象としない。</p> <p>《社団法人航空貨物運送協会国際宅配便部会》</p>	<p>海外から発送された信書であっても、日本国内において送達する場合は、郵便法等日本国の法令が適用されます。</p>	
<p>③その他</p>	<p>これからも時代の趨勢や国民意識の変化に即して、随時、柔軟に信書定義が見直されるべき。</p> <p>《日本通運株式会社》</p>	<p>信書の範囲については、法律に規定された信書の定義規定に基づき判断されるものであり、指針は、この定義規定に基づき現状での具体的な事例を踏まえて、信書に該当する文書を分かりやすく示すものですが、新たな事例の追加等は今後とも行っていきたいと考えています。</p>
<p>信書・非信書の区別を判断する場合には、信頼性と公正性を保つべく、公正取引委員会のような中立的な第三者機関が、郵政公社・民間企業・利用者の意見を充分聴取した上で、利用者の便宜を最優先に考慮して決めるべき。</p> <p>《ヤマト運輸株式会社》</p>	<p>指針は、郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律で規定された信書の定義規定に基づき信書に該当する文書を分かりやすく示すものですので、これらの法律を所管する総務省において行うこととしています。</p>	
<p>欧米を中心に民間参入範囲基準は、料金と重量が中心。この基準を日本でも適用すべき。</p> <p>《社団法人航空貨物運送協会国際宅配便部会》</p>	<p>信書送達事業への民間参入については、信書の範囲を定義した上で、重量や料金等により部分的に開放している国もありますが、我が国においては、競争の理念を重視する観点から、開放領域に制限を設けないこととするとともに、クリームスキミングを排除するために一定の措置を講ずる条件付き全面参入という政策を選択したものです。</p>	
<p>「条件付全面参入」を見直し、重量基準等による部分的段階的参入への見直しが必要。</p> <p>《郵政産業労働組合中央本部》</p>		
<p>信書性による判断を廃止し、形態と重量によるべき。</p> <p>《個人》</p>		
<p>今後においても信書に該当しない文書が拡大されていくことは不安。郵便事業は、その性格上通信の秘密が確保される事はもちろん、日本全国どこにいても均一のサービスと料金が保障されることが重要。営利を追求する民間事業者においてそれがどこまで保障されるか疑問。</p> <p>《由仁町(北海道)》</p>	<p>信書の範囲については、法律で規定された信書の定義規定に基づき判断されるものであり、指針は、この定義規定に基づき信書に該当する文書を分かりやすく示すものです。</p>	
<p>基本的通信手段である郵便の全国ネットワークの崩壊につながらないよう厳格に運用することが必要。</p> <p>《個人5件》</p>	<p>指針について、国民・利用者に理解していただけるよう、ホームページへの掲載や報道発表等を通じて広く周知していくこととしています。</p>	
<p>利用者である国民等へ指針の周知の徹底を図るべき。</p> <p>《個人2件》</p>		